

令和5年11月22日開催 東京家庭裁判所委員会報告
「家庭裁判所の採用広報」について

東京家庭裁判所委員会委員・第二東京弁護士会会員 横山 佳枝 (57 期)

令和5年11月22日、東京家庭裁判所委員会が開催されました。今回のテーマは「家庭裁判所の採用広報」です。

1 裁判所からの報告

家裁調査官から、①家裁調査官の職務、②家裁調査官補の採用試験の現状、③東京家裁における採用広報活動について、次のような説明がありました。

① 家裁調査官の職務について

家庭内の紛争解決や非行少年の立ち直りに向けた調査活動等を行う専門職であり、年1回の採用試験を経て総合職として採用される。

② 家裁調査官補の採用試験の現状について

平成17年以降、家裁調査官補の試験申込者数が減少しており、申込者の6～7割が女性である。

③ 東京家裁における採用広報活動について

SNSの活用、動画配信、オンラインでの業務説明会や各大学への出前講義など、認知度の向上や仕事の魅力を伝える活動を行い、仕事内容、ワークライフバランス、職場の雰囲気、研修制度の充実、女性活躍、キャリアパスなどをアピールしている。

2 意見交換

委員から、申込者数が減少傾向であることに関連し、1人当たりの業務負荷が重いと捉えられているのではないかとの質問がありました。これについては、人口が多い地域には人数が多く割り当てられていること（東京は100名以上）、3～4名のチームで事件を取り扱うことにより負担の平準化を図っているとの説明がありました。

次に、家裁調査官の女性割合が高いことについて、女性を優先して採用する傾向にあるのかとの質問があり、試験申込者における女性割合が高いことから、合格者数も女性割合が高くなっていること、女性を優先して採用しているということではないとの説明が

ありました。委員から、現在も女性割合が増加傾向にあるのかとの質問があり、直近は8割くらいまで増え増加傾向にあるとの説明がありました。

また、委員から、最近では地域限定採用で人材を確保している民間企業もあること、家裁調査官においてもそのような採用枠を設けること、採用についても採用試験だけでなく、柔軟な運用をすることが考えられるとの意見がありました。委員から採用試験の倍率について質問があり、概ね7倍から9倍であること、試験受験に際し30歳までという年齢制限があるとの説明がありました。これについて、委員から、年齢制限を緩やかにすることにより、多様な人材確保につながるのではないかとの意見が出されました。

さらに、委員から、家裁調査官の昇進や給与体系などについて質問があり、管理職である主任調査官に就任することのほか、事務局に配置され、総務課、人事課で管理職に登用される職員もいること、給与体系は国家一種としての待遇であること等の説明がなされました。

また、委員から、弁護士会及び法律事務所の職員は女性の割合が高い状況であるが、弁護士の女性割合を上げるため、裁判官、検察官を交えて座談会などのイベントをしたり、キャリア形成の体験談を毎月の会報で掲載したりしていること、家裁調査官においても、ウェブサイトなどで体験談をアップすることなどが考えられるとの意見が出されました。

3 次回は令和6年6月または7月頃の開催を予定しており、テーマは「少子高齢化・在留外国人の増加の進展と家裁が扱う事件の変化」についてとなりました。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会では取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL 03-3581-2207